

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

木島平村は長野県の北部に位置し、過疎地域・特別豪雪地帯・特定農山村・一部辺地・一部振興山村に指定されている。

本村の人口は、村が誕生した昭和30年の8,206人をピークに減少し、平成27年には4,658人となり、人口減少とともに高齢化が進み平成27年の高齢化率は35.7%で少子高齢化が顕著に表れている。

産業構造は、水稻栽培を中心とした農業とスキー場を中核とした観光産業が主たる産業である。

就業人口は、第1次産業670人(25.8%)、第2次産業564人(21.7%)、第3次産業(51.7%)となっており、第1次産業の減少が続き、第3次産業の割合が高まっている。全産業の総事業所数219事業所のうち、宿泊業、飲食サービス業が最も多く51事業所(23.3%)、次いで卸売業・小売業が46事業所(21.0%)、次いで建設業37事業所(16.9%)となっており、人口減少・高齢化・後継者不足により事業所数は減少傾向にある。

各事業者共通して、人手不足・後継者不足・設備老朽化等の課題を抱えており、今後更に産業規模の縮小が懸念される。

このため、中小企業の生産性の向上に必要な先端設備等の導入を促し、生産性ある事業基盤の構築及び後継者に魅力ある企業づくりを支援していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本村各企業における労働生産性の向上を推進し、さらなる本村の経済発展に資することを旨とする。

これらを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に定める村内全ての

中小企業者に対し先端設備等の導入を促進し、本基本計画の目標を達成するため、先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は木島平村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・村税滞納者及び村税未申告者（国民健康保険税含む。）に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。